NITCHO

第88期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2026年12月23日(水曜日) 午前10時
(受付開始　午前９時)

開催場所 神奈川県川崎市幸区大宮町１番地５
カワサキデルタ　JR川崎タワーオフィス棟３階
ステーションコンファレンス川崎
Room A+B

目 次

第88期定時株主総会招集ご通知 ……1
株主総会参考書類 ……6
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
事業報告 ……16
計算書類 ……32
監査報告書 ……46

日本調理機株式会社　証券コード：2961

証券コード：2961
2026年12月8日
（電子提供措置の開始日2026年11月27日）

株 主 各 位

東京都大田区東六郷三丁目15番８号
日本調理機株式会社
代表取締役社長　　齋藤有史

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第88期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.nitcho.co.jp

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本調理機」または「コード」に当社証券コード「2961」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット）または書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から5頁に記載の方法により、2026年12月22日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時	2026年12月23日（水曜日）午前10時（受付開始午前９時）
2. 場　　所	神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5　カワサキデルタ　JR川崎タワーオフィス棟３階 ステーションコンファレンス川崎　Room A＋B ※末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。 ※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
3. 目的事項	**報告事項**　第88期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告および計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

以　上

■ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：https://www.nitcho.co.jp　　日本調理機　検索

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



行使期限　2026年12月22日（火曜日）午後５時30分到着分まで

電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合



「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

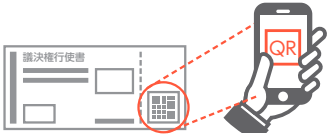

詳細につきましては４頁をご覧ください。▶

行使期限　2026年12月22日（火曜日）午後５時30分まで



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

詳細につきましては５頁をご覧ください。▶

行使期限　2026年12月22日（火曜日）午後５時30分まで

❶ 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
❷ 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。

株主総会にご出席の場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日　時　2026年12月23日（水曜日）午前10時

場　所　神奈川県川崎市幸区大宮町１番地５　カワサキデルタ　JR川崎タワーオフィス棟３階
ステーションコンファレンス川崎　Room A+B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

電磁的方法（インターネット）による議決権行使のご案内

※ 議決権行使結果の集計の都合上、お早めの行使をお願い申し上げます。

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の**右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

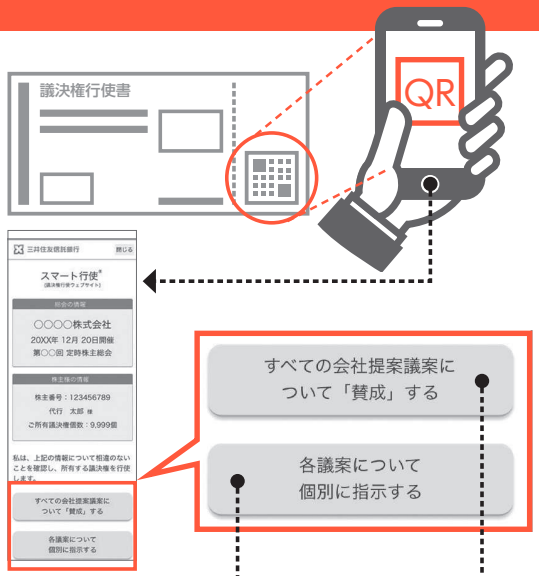

2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は２つあります。

各議案について個別に指示する場合

3 画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



すべての会社提案議案について「賛成」する場合

4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

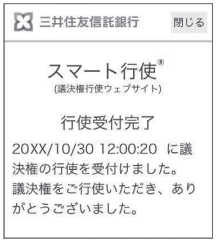

【議決権再行使のお手続き方法について】
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

（パソコンとスマートフォンどちらもご利用いただけます）

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

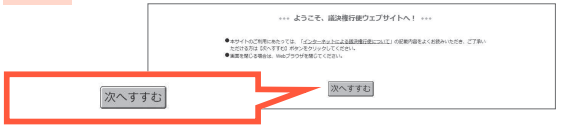

「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

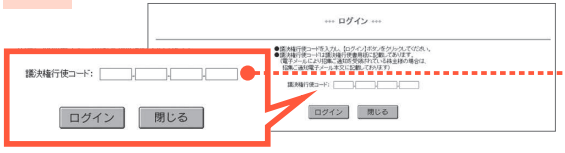

「議決権行使コード」※を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードを入力

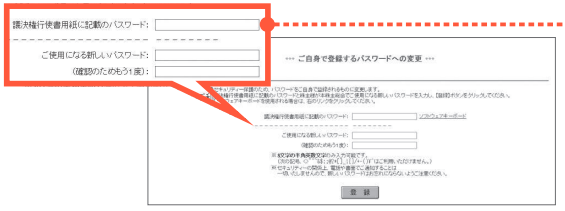

「パスワード」※を入力し、「登録」をクリック

議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

議決権行使イメージ



※「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

スマートフォン・パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、財務状況および経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

❶ **配当財産の種類**
金銭といたします。

❷ **株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額**
当社普通株式１株につき金　75円
配当総額　334,655,100円

❸ **剰余金の配当が効力を生じる日**
2026年12月24日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任	齋藤有史（さいとうゆうじ）	代表取締役社長	100% (16回／16回)
2	再任	三島博史（みしまひろふみ）	常務取締役	100% (16回／16回)
3	再任	飯島裕（いいじまゆたか）	取締役	100% (16回／16回)
4	再任	猪野田光裕（いのだみつひろ）	取締役	100% (16回／16回)
5	再任	川北拓（かわきたたく）	取締役	100% (13回／13回)
6	再任 社外 独立	松浦宏文（まつうらひろふみ）	取締役	100% (16回／16回)

1 齋藤 有史（さいとう ゆうじ） (1970年４月９日生)

再 任

- **取締役在任年数**
  20年
- **取締役会への出席状況**
  100%（16回／16回）
- **所有する当社の株式数**
  105,296株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年10月	日本調理機株式会社入社
2006年12月	当社取締役営業本部副本部長
2009年12月	当社取締役栃木工場長
2013年12月	当社常務取締役生産部門担当
2015年12月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、販売・生産・購買における豊富な業務経験を有し、2015年12月より代表取締役としてリーダーシップを発揮し、当社の安定的基盤を築き上げた実績から、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し引き続き取締役候補者としております。

2 三島 博史（みしま ひろふみ） (1970年８月27日生)

再 任

- **取締役在任年数**
  5年
- **取締役会への出席状況**
  100%（16回／16回）
- **所有する当社の株式数**
  12,084株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 4 月	日本調理機株式会社入社
2012年10月	当社販売推進部長
2016年 4 月	当社業務統括部長
2017年12月	当社執行役員業務統括部長
2018年10月	当社執行役員経営企画室長
2021年12月	当社取締役業務統括本部担当
2022年11月	株式会社ベガ代表取締役
2024年 9 月	当社常務取締役販売本部担当 業務統括本部担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業・購買・アフターサービス部門・社員教育・内部監査・経営企画等、幅広い経験と知識を持ち、管理能力、判断力、理解力の高さから2021年12月に取締役として就任し、職務を遂行している実績から引き続き取締役候補者としております。

3 飯島 裕（いいじま ゆたか） (1964年11月20日生)

再任

- **取締役在任年数**
  4年
- **取締役会への出席状況**
  100%（16回／16回）
- **所有する当社の株式数**
  18,548株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	日本調理機株式会社入社
2012年10月	当社製品開発部長
2017年 4 月	当社技術開発部門統括部長
2018年10月	当社生産本部統括部長
2021年12月	当社執行役員生産本部担当
2022年12月	当社取締役生産本部担当（現任）
2024年11月	株式会社ベガ代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、機械設計業務に従事し、その専門的知識および経験を有し、高い規律性と強い意志、柔軟な対応力を持っており、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

4 猪野田 光裕（いのだ みつひろ） (1975年12月31日生)

再任

- **取締役在任年数**
  3年
- **取締役会への出席状況**
  100%（16回／16回）
- **所有する当社の株式数**
  6,948株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 4 月	日本調理機株式会社入社
2015年10月	当社経理部長
2021年12月	当社執行役員管理本部担当
2023年12月	当社取締役管理本部担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、経理部門に従事し、長年の会計知識を有し高い規律性と処理能力・管理能力・行動力を有しており、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

5 川北 拓（かわきた たく） (1973年11月9日生)

再任

取締役在任年数
1年

取締役会への出席状況
100%（13回／13回）

所有する当社の株式数
7,680株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 4 月	日本調理機株式会社入社
2015年10月	当社業務企画部長
2018年10月	当社業務統括本部統括部長兼業務企画部長
2021年12月	当社執行役員　経営企画室長
2025年12月	当社取締役経営企画室・内部監査室担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、主に販売推進および当社の業務全般に関する企画セクションに従事した経験を有しており、変化するニーズや市場環境への対応およびIRの推進を目的とした経営企画セクションの充実化を図るべく、引き続き取締役候補者としております。

6 松浦 宏文（まつうら ひろふみ） (1946年４月７日生)

再任　社外　独立

取締役在任年数
９年

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年 4 月	株式会社東芝入社
1973年 3 月	株式会社大和証券入社
1995年 7 月	大和投資顧問株式会社取締役国際部長
2006年 4 月	ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社監査役
2013年12月	当社社外監査役
2017年12月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松浦宏文氏は、証券会社での幅広い業務知識および業務経験を有しており、他社の取締役および監査役として会社経営に関与したことがあります。これらの経験や知識等を活かし、当社の経営を監督・助言していただいており、引き続き当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、引き続き取締役候補者としております。

（注）1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．松浦宏文氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社との間に特別の利害関係はありません。
3．松浦宏文氏の社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって９年であり、社外取締役就任前に監査役であり、その在任期間は4年であります。当社は同氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
4．当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には各候補者は当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期途中である2027年９月30日に当該保険契約を更新する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任	鈴木　克明（すずき　かつあき）	取締役（監査等委員）	100% (16回／16回)
2	再任　社外　独立	三井　聡（みつい　さとし）	取締役（監査等委員）	100% (16回／16回)
3	再任　社外　独立	小粥　純子（こがゆ　じゅんこ）	取締役（監査等委員）	100% (16回／16回)
4	再任　社外　独立	宮島　哲也（みやじま　てつや）	取締役（監査等委員）	100% (16回／16回)

1 鈴木 克明（すずき かつあき） （1959年５月10日生）

再任

- **取締役在任年数**
  5年
- **取締役会への出席状況**
  100%（16回／16回）
- **所有する当社の株式数**
  3,796株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月	日本調理機株式会社入社
2007年 4 月	当社総務部長
2012年12月	当社執行役員総務部長
2021年12月	当社取締役監査等委員（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、総務部での豊富な経験を有しており、これらの経験と見識により適正な監査が遂行できるものと判断し引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

2 三井 聡（みつい さとし） （1977年１月31日生）

再任 社外 独立

- **取締役在任年数**
  8年
- **取締役会への出席状況**
  100%（16回／16回）
- **所有する当社の株式数**
  0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2004年12月	中央青山監査法人入所
2010年11月	辻・本郷税理士法人入所
2014年 1 月	三井公認会計士・税理士事務所(現三井公認会計士事務所)開設（現任）
2014年 1 月	株式会社ジェントルパートナーズ代表取締役（現任）
2017年12月	当社社外監査役
2018年 9 月	税理士法人ふたば代表社員（現任）
2018年12月	当社社外取締役監査等委員（現任）
2024年 5 月	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社社外監査役（現任）
2026年 7 月	有限会社三仁産業 代表取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三井聡氏は、公認会計士・税理士として活躍され、財務および会計に精通し高い専門性を有し、人格・識見ともに優れており、取締役会の審議においては、経営陣から独立した客観的な立場から必要な指摘・助言をいただいております。同氏の当該見識による業務を行う経営陣から独立した立場での中立的・客観的な職務の遂行を期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

3 小粥 純子（こがゆ じゅんこ）（1967年10月10日生）

再任　社外　独立

取締役在任年数
6年

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	中央新光監査法人入所
1994年 3月	公認会計士登録
2006年 9月	あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所
2012年 8月	日本公認会計士協会 自主規制・業務本部 調査・相談グループ長
2012年10月	東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授（現任）
2020年 1月	小粥純子公認会計士事務所開設（現任）
2020年 3月	税理士登録
2020年 4月	竹内絢子税理士事務所入所（現任）
2020年12月	当社社外取締役監査等委員（現任）
2021年 6月	株式会社日新社外取締役監査等委員
2021年12月	大和ハウスリート投資法人監督役員（現任）
2022年 6月	株式会社商工組合中央金庫社外取締役監査等委員（現任）
2022年 6月	株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役（現任）
2024年 6月	株式会社TBSホールディングス社外監査役（現任）
2024年 6月	株式会社TBSテレビ監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小粥純子氏は、公認会計士としての監査実務に加え、大学院教授としての研究活動を通じて培われた内部統制の専門家として豊富な経験、および高い見識を有しております。その豊富な経験・知識・知見の高さを当社の内部統制の充実に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

4 宮島 哲也（みやじま てつや）（1970年４月10日生）

再任 社外 独立

取締役在任年数
6年

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年 4 月	梶谷綜合法律事務所入所（現任）
2014年 4 月	第一東京弁護士会監事
2016年 6 月	日本高周波鋼業株式会社社外取締役
2020年12月	当社社外取締役
2022年12月	当社社外取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宮島哲也氏は、弁護士としての豊富な知識と経験、知見の高さを活かし、コンプライアンスの強化および業務執行の監視体制の充実にも貢献いただけるものと判断しております。業務を行う経営陣からの独立した立場で、同氏の見識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．三井聡氏、小粥純子氏および宮島哲也氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、３氏の兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．当社は鈴木克明氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
４．三井聡氏の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって８年であり、社外取締役就任前に監査役であり、その在任期間は１年であります。当社は同氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
５．小粥純子氏の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。当社は同氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
６．宮島哲也氏の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって４年であり、監査等委員就任前に社外取締役であり、その在任期間は2年であります。当社は同氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
７．当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には各候補者は当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期途中である2027年９月30日に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

1 会社の現況に関する事項

❶ 事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の回復や設備投資の持ち直しを背景に緩やかな回復基調が続いた一方、物価上昇や人手不足の長期化、金利上昇や自然災害の発生など、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

世界経済においても、米国の関税政策の影響や中東情勢の緊迫化に伴う資源価格の動向など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社におきましては、入替需要の喚起や備品関連の更新に向けた営業活動に注力するとともに、学校給食以外の集団給食分野に向けた営業活動や資材価格高騰への対応、厨房設備の省人化・省力化に対応した製品開発に向けた研究開発活動の促進等に取り組んでまいりました。また、シンガポールで開催された「FHA2026-Food＆Hospitality Asia」へ出展するなど、新市場開拓にも注力してまいりました。

以上の結果、給食センター等の学校給食分野に加え、社員食堂やホテルといった学校給食以外の集団給食分野においても、期初の想定を上回る受注を獲得するとともに、資材価格高騰への対応が進んだことから、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益において、期初の予想を大きく上回ることとなりました。

これらの結果、当期の業績は、売上高は20,886百万円（前期比15.3％増）、経常利益は1,360百万円（前期比49.7％増）、当期純利益は915百万円（前期比52.3％増）となりました。

❷ 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は50百万円で、その主な内容は、製品の金型等であります。

❸ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

❹ 財産および損益の状況

区　　分	第85期 自　2022年10月1日 至　2023年9月30日	第86期 自　2023年10月1日 至　2024年9月30日	第87期 自　2024年10月1日 至　2025年9月30日	第88期 自　2025年10月1日 至　2026年9月30日
売上高（百万円）	17,642	18,443	18,118	20,886
経常利益（百万円）	563	1,069	908	1,360
当期純利益（百万円）	332	700	601	915
1株当たり当期純利益（円）	73.15	157.31	135.21	205.45
総資産（百万円）	13,984	14,579	13,269	13,557
純資産（百万円）	6,523	7,036	7,474	8,241
1株当たり純資産額（円）	1,436.15	1,585.51	1,679.42	1,847.02

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2．当社は、2026年8月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第85期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

❺ 当社が対処すべき課題

(1) 当社社是「誠実奉仕」のもと、お客様に“高品質”“安心安全”“低環境負荷”な製商品、サービスを提供し、お客様の満足を最優先に捉え、「食」に携わる企業として社会に貢献してまいります。
(2) お客様のニーズに応えた製商品の創出、ならびに円滑な厨房施設運用の実現に向け、常に最先端技術を駆使し、研究開発活動に邁進してまいります。
(3) 当社は、製商品の“安定稼動”を第一の品質と捉え、生産現場から設置据付まで適切なチェック体制のもと、品質管理の徹底に取り組んでまいります。
(4) 当社では、製商品を導入していただいたお客様、使用者様への機器の取り扱いや調理指導を徹底し、さらには定期的な保守点検や老朽機器の更新をご提案するなど、製品事故を未然に防ぐ施策を講じてまいります。
(5) 人的資本に関する取組みの一環として、育児休暇の取得奨励や職場環境の変革、教育・研修の実施による生産性の効率化に積極的に取り組み、収益力の向上に努めます。

(6) 内部統制システムの機能的な運用によりコンプライアンス／リスク管理を徹底し、従業員の労務管理や外注先を含めた安全管理に注力するとともにお客様に誠実に奉仕する体制を強化いたします。
(7) ESG(環境・社会・ガバナンス)への取り組みを強化し、新たな食生活の提案を行うなど社会的課題の解決と企業価値の向上を目指します。当社は事業活動を通じて、お客様の環境負荷低減や労働環境改善への貢献、全国の取引先との共生共創を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

❻ 主要な事業内容（2026年９月30日現在）

当社は、厨房機械器具・食品加工機械器具等の製作ならびに集団給食設備等の設計・監理・施工を行う建設業法一般管工事業（国土交通大臣許可）およびこれらに関する事業を行っております。

❼ 主な営業所および工場（2026年９月30日現在）

名　称	所　在　地	名　称	所　在　地
本　社	東京都大田区	北海道支店	北海道札幌市
横浜営業所	神奈川県横浜市	東北支店	宮城県仙台市
立川営業所	東京都国立市	中部支店	愛知県名古屋市
千葉営業所	千葉県千葉市	関西支店	大阪府豊中市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市	中四国支店	広島県広島市
茨城営業所	茨城県水戸市	九州支店	福岡県大野城市
栃木営業所	栃木県宇都宮市	栃木工場	栃木県矢板市
群馬営業所	群馬県高崎市	大分工場	大分県豊後大野市
新潟営業所	新潟県新潟市	栃木物流センター	栃木県矢板市
長野営業所	長野県長野市		

上記のほか、各支店が管轄する営業所が23ヶ所あります。

❽ 従業員の状況（2026年９月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
524名	△8名	44歳11ヶ月	20年3ヶ月

（注）1. 臨時従業員（パート社員）を従業員数に含めて記載しております。
2. 上記の他に臨時従業員（派遣社員）が8名おります。

❾ 主要な借入先の状況（2026年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	50百万円
株式会社三菱UFJ銀行	50百万円
株式会社三井住友銀行	10百万円
株式会社みずほ銀行	10百万円

❿ その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

⓫ 注記

記載金額については百万円未満を切り捨てております。

2 会社の株式に関する事項

株式の状況（2026年９月30日現在）

（1）株式数　　発行可能株式総数　15,200,000株

　　発行済株式の総数　4,462,068株（自己株式　82,220株を除く）

（2）株主数　661名

（3）大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本調理機従業員持株会	492,796株	11.04%
株式会社マルゼン	455,600株	10.21%
有限会社第一エア工業	400,316株	8.97%
田中幸子	364,328株	8.16%
齋藤徳子	357,476株	8.01%
齋藤隆哉	323,440株	7.24%
田中成和	149,756株	3.35%
佐藤由美子	119,600株	2.68%
光通信KK投資事業有限責任組合	109,100株	2.44%
西山智康	105,752株	2.37%

（注）持株比率は、自己株式（82,220株）を控除して計算しております。

（4）当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式

対象者	株式数	交付対象者
取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	9,908株	5名

（注）1. 当社の株式報酬制度につきましては、24頁「4 会社の役員に関する事項 ❷ 取締役に対する報酬等の総額（注)3. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

2. 上記の株式は、すべて譲渡制限付株式報酬として交付された株式であります。

3. 交付された株式数は、2026年８月１日付の株式分割後の株数を表示しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2018年12月18日開催の取締役会の決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額　　払込を要しない

②新株予約権の行使価額　　1個につき1,350円

③新株予約権の行使条件　　新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。但し当社の取締役または執行役員であった者で任期満了または定年により退任した者、その他正当な理由があるものとして当社が特に新株予約権の行使を認めたものについてはこの限りではない。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

④新株予約権の行使期間　　2020年12月19日から2028年12月18日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	保有者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	20,000個	普通株式　8,000株	2名
社外取締役（監査等委員を除く）	5,000個	普通株式　2,000株	1名
取締役（監査等委員）	15,000個	普通株式　6,000株	2名

（注）当社は、2026年８月１日付で、普通株式１株につき４株の割合で株式分割を実施しております。上記の新株予約権は当該株式分割後の株式数を記載しております。

4 会社の役員に関する事項

❶ 取締役の状況（2026年９月30日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤有史	
常務取締役	三島博史	販売本部担当役員　業務統括本部担当役員
取締役	飯島裕	生産本部担当役員　株式会社ベガ代表取締役
取締役	猪野田光裕	管理本部担当役員
取締役	川北拓	経営企画室・内部監査室担当役員
取締役	松浦宏文	
取締役 （常勤監査等委員）	鈴木克明	
取締役 （監査等委員）	三井聡	公認会計士、税理士 株式会社ジェントルパートナーズ 代表取締役 有限会社三仁産業 代表取締役 税理士法人ふたば 代表社員 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 社外監査役
取締役 （監査等委員）	小粥純子	公認会計士、税理士 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役監査等委員 株式会社TBSホールディングス 社外監査役
取締役 （監査等委員）	宮島哲也	梶谷綜合法律事務所　パートナー弁護士

（注）
1．取締役　松浦宏文氏は社外取締役であります。
2．取締役（監査等委員）三井聡氏、小粥純子氏および宮島哲也氏は社外取締役であります。
3．監査等委員三井聡氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査等委員小粥純子氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査等委員宮島哲也氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、鈴木克明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7．取締役　松浦宏文氏、取締役（監査等委員）三井聡氏、小粥純子氏および宮島哲也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8．監査等委員宮島哲也氏は兼職先である日本高周波鋼業株式会社を2026年2月2日付にて任期満了により退任しております。

❷ 取締役に対する報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（千円）	役員報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	163,532 (7,344)	151,395 (7,344)	12,137 (－)	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	37,911 (22,032)	37,911 (22,032)	－ (－)	4 (3)
合　　計	201,444 (29,376)	189,307 (29,376)	12,137 (－)	10 (4)

（注）1．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年12月18日開催の第80期定時株主総会において、年額２億５千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は７名（うち社外取締役１名）です。なお、2023年12月22日開催の第85期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の付与について年額50百万円以内と決議いただいております。

2．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年12月18日開催の第80期定時株主総会において、年額３千８百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名（うち監査等委員である社外取締役２名）です。

3．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年９月25日の取締役会において、取締役の個人別報酬額の決定方針を以下のとおり決議しております。なお、報酬は、以下の方法に基づく決定額を月額換算して毎月支払うこととしております。

a．役員報酬の構成

当社の役員報酬体系は、基本報酬(固定報酬と変動報酬)および非金銭報酬で構成しております。

基本報酬：固定報酬

・役位に応じて設定した月額基準報酬テーブルにより算定される基本報酬

・就任年数/貢献度合いを代表取締役が6段階で評価して決定する貢献報酬

基本報酬：変動報酬

・会社業績および担当部門業績ならびに個人責務の3つの視点で配分する報酬

・業務執行取締役の変動報酬は、非業務執行取締役の変動報酬（月額固定報酬の２～４ヵ月の範囲）を控除して算出

変動報酬は、当期純利益等４項目を評価項目とし、基準年度実績と過去３期実績平均を比較して３段階で算定する。

2023年12月22日開催の第85期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。当社の企業価値の持続可能な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年に１度付与いたします。

なお、2023年12月22日開催の第85期定時株主総会において、役員退職慰労金制度は廃止いたしました。

非金銭報酬等：譲渡制限付株式の付与

・取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給

・その額は年額50百万円以内、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会に一任

b．役員報酬の決定方法および委任に関する事項

2018年12月18日開催の第80期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は年額250百万円以内となっております。同定時株主総会決議により、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額38百万円以内となっております。なお、決議当時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は７名（うち社外取締役１名）、決議当時の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役２名）となっております。

個人別の固定報酬および変動報酬の額ならびにその割合については、代表取締役が立案した報酬案を、社外取締役および非業務執行取締役で構成する指名報酬諮問委員会に提示します。指名報酬諮問委員会の審議を経て、監査等委員でない取締役の報酬は代表取締役に答申後、取締役会で決定しております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬は、指名報酬諮問委員会の答申に基づき、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

なお、非金銭報酬である株式報酬については、2023年12月22日開催の第85期定時株主総会決議により、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して新たに譲渡制限付株式報酬が導入され、現行の取締役報酬枠とは別枠で年額50百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内としております（当社は、2026年８月１日付で、普通株式１株につき４株の割合で株式分割を実施しており、上記の割り当てる譲渡制限株式の総数については、当該株式分割に係る調整後の数で記載しております。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名です。

❸ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役松浦宏文氏は、証券会社での経験・専門知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度の在任期間中に開催された取締役会に16回中16回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

取締役（監査等委員）三井聡氏は、公認会計士・税理士として財務および会計に関する相当程度の知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度に開催された取締役会に16回中16回、当事業年度に開催された監査等委員会に13回中13回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

取締役（監査等委員）小粥純子氏は、監査法人の専門知識・経験および大学院教授として内部統制、財務および会計に関する相当程度の知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度に開催された取締役会に16回中16回、当事業年度に開催された監査等委員会に13回中13回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

取締役（監査等委員）宮島哲也氏は、 弁護士としての専門知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度に開催された取締役会に16回中16回、当事業年度に開催された監査等委員会に13回中13回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

なお、各社外取締役の兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

❹ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

❺ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しております。

保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

36,500千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36,500千円

(注) 1．当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会が会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合に会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約

会計監査人とは、会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約の内容は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、25,000,000円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

6 業務の適正性を確保するための体制

内部統制システムの構築の基本方針

当社は、内部統制システムを適切に構築し、適用することにより、業務執行の公正性および効率性を確保することが重要な経営課題であるとの認識から、当社の業務の適正性を確保するための体制として、以下の項目を取締役会で決定し下記のように実践しています。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令および定款を遵守するとともに、「役員規程」、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査基準」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割および責任を明確にする。

取締役および使用人は、全社・部門単位でこれらの関連規程に服することを徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令ならびに社内規程の「文書管理規程」に基づき適切に保存し、取締役が閲覧、謄写可能な状態で管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行に係る種々のリスクの評価・識別・監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備する。

不測の事態が発生した場合には、取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に留めるための体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の業務執行状況の監督を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、幹部社員で構成する経営推進協議会において、業務執行責任および結果責任を明確にする体制とする。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととす

る。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

(6) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について監査等委員会に遅滞なく報告するものとする。前記に拘わらず、監査等委員会は必要に応じて取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとする。また、監査等委員会は、代表取締役、内部監査部門および監査法人と必要な情報交換に努め、当社の監査の実効性を確保するものとする。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、役職員が取るべき行動・態度を明確に示すために「企業倫理規範および行動指針」を策定しています。その中で反社会的勢力の排除に関して、次のように定めております。

「法令や社会的規範・良識に基づき、公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、当社は、社会的秩序や健全な企業活動に悪影響を与える個人・団体とは一切関わらない。」

新規取引先等についても取引開始前に反社会的勢力との関わりの観点から確認を行うなど、公共機関、専門調査機関から情報収集ができる体制を構築し、社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行うことを当社の基本方針としています。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「企業倫理規範および行動指針」で掲げた反社会的勢力排除のための体制および活動を「コンプライアンス管理規程」に定めています。

公共機関のガイドブックの配布、社員教育の実施、新規取引開始に当たっての情報検索・信用調査などの反社会的勢力の排除のための運用ルールを明確化しています。

また、平素から対応マニュアルに基づく活動に努めるとともに、警察・弁護士等の外部専門機関との連絡を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は、外部専門機関と連携し組織的に対応する体制としております。

内部統制システムの運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、幹部社員で構成する経営推進協議会を月１回開催し、業務執行責任および結果責任を明確にし、また事前にリスクを協議し損害の発生を防止しております。

(2) 内部監査室が全国各拠点に対し監査を実施し、コンプライアンス状況を調査し、取締役および監査等委員会に報告しております。

(3) 監査等委員会の監査に対し、積極的に情報を提示し監査の実効性を確保しております。

計算書類

貸借対照表 （2026年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部	
流動資産	**10,421,659**
現金および預金	2,204,602
電子記録債権	598,300
売掛金	5,119,838
商品および製品	967,838
仕掛品	953,452
原材料および貯蔵品	529,482
前払費用	42,143
その他流動資産	6,052
貸倒引当金	△51
固定資産	**3,135,864**
有形固定資産	**2,390,768**
建物	1,107,158
構築物	25,440
機械および装置	79,270
車両および運搬具	0
工具器具および備品	41,025
土地	1,012,183
リース資産	125,689
無形固定資産	**15,853**
借地権	13,485
ソフトウエア	184
その他無形固定資産	2,183
投資その他の資産	**729,242**
投資有価証券	68,504
関係会社株式	9,800
出資金	2,000
長期貸付金	11,250
関係会社長期貸付金	20,939
破産更生債権等	90,233
繰延税金資産	552,059
その他投資等	64,689
貸倒引当金	△90,233
資産合計	**13,557,523**

負債の部	
流動負債	**4,234,272**
電子記録債務	693,428
買掛金	1,627,739
短期借入金	120,000
リース債務	49,891
未払金	26,634
未払費用	405,008
未払法人税等	393,429
未払消費税等	165,616
契約負債	169,144
預り金	13,123
賞与引当金	550,000
製品保証引当金	20,255
固定負債	**1,081,708**
リース債務	75,139
退職給付引当金	915,016
資産除去債務	17,031
長期未払金	73,520
その他固定負債	1,000
負債合計	**5,315,980**
純資産の部	
株主資本	**8,227,476**
資本金	800,899
資本剰余金	277,824
資本準備金	271,539
その他資本剰余金	6,285
利益剰余金	7,208,900
利益準備金	149,400
その他利益剰余金	7,059,500
別途積立金	2,680,000
固定資産圧縮積立金	5,542
繰越利益剰余金	4,373,958
自己株式	△60,147
評価・換算差額等	**14,066**
その他有価証券評価差額金	14,066
純資産合計	**8,241,543**
負債・純資産合計	**13,557,523**

損益計算書 （自　2025年10月1日　至　2026年9月30日）

（単位：千円）

売上高		20,886,843
売上原価		14,886,654
売上総利益		6,000,188
販売費および一般管理費		4,655,826
営業利益		1,344,361
営業外収益		
受取利息	1,106	
受取配当金	515	
受取家賃	12,514	
その他営業外収益	6,047	20,184
営業外費用		
支払利息	2,392	
支払手数料	998	
その他営業外費用	915	4,307
経常利益		1,360,239
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		1,360,239
法人税、住民税および事業税		500,388
法人税等調整額		△55,828
当期純利益		915,679

株主資本等変動計算書 (自　2025年10月1日　至　2026年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	799,549	270,189	1,430	271,620	149,400	2,680,000	5,803	3,624,910	6,460,114
当期変動額									
新株の発行	1,350	1,350		1,350					
剰余金の配当								△166,893	△166,893
当期純利益								915,679	915,679
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式処分差益			4,854	4,854					
固定資産圧縮積立金の取崩							△261	261	－
株主資本以外の項目の当期変動額									
当期変動額合計	1,350	1,350	4,854	6,204	－	－	△261	749,047	748,786
当期末残高	800,899	271,539	6,285	277,824	149,400	2,680,000	5,542	4,373,958	7,208,900

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△66,947	7,464,336	9,925	9,925	7,474,261
当期変動額					
新株の発行		2,700			2,700
剰余金の配当		△166,893			△166,893
当期純利益		915,679			915,679
自己株式の取得	△482	△482			△482
自己株式の処分	7,282	7,282			7,282
自己株式処分差益		4,854			4,854
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
株主資本以外の項目の当期変動額			4,141	4,141	4,141
当期変動額合計	6,799	763,140	4,141	4,141	767,281
当期末残高	△60,147	8,227,476	14,066	14,066	8,241,543

個 別 注 記 表

（Ⅰ）重要な会計方針

1． 有価証券の評価基準および評価方法

（1）子会社株式

移動平均法による原価法

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2． 棚卸資産の評価基準および評価方法

（1）製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

（2）商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

（3）貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3． 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　3～50年

その他　　２～35年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
　従業員に対する賞与の支出に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(3) 製品保証引当金
　製品保証による支出に備えるため、過去の実績率に基づく発生見込額を計上しているほか、発生額を個別に見積もることができる費用については当該見積額を計上しております。
(4) 退職給付引当金
　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
②数理計算上の差異の費用処理方法
　数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5．重要な収益および費用の計上基準

業務用厨房機器の製造・販売および保守修理事業

業務用厨房機器の製造・販売および保守修理事業においては、厨房機器の仕入商品の販売ならびに集団給食施設等向けの食器洗浄機、消毒保管機、回転釜、炊飯器、スチームコンベクションオーブン等の製造および販売を行っております。

商品および製品の販売に係る収益は、搬入据付工事を含む場合においては、顧客の検収により顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、搬入据付工事が完了後、顧客の検収時点で収益を認識しております。

なお、搬入据付工事を伴わない商品および製品の販売に係る収益は、出荷時から当該商品および製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常であるため、出荷時に収益を認識しております。

保守修理に係る収益は、主に販売した商品または製品の保守修理であり、顧客の検収により当該役務の提供が完了し、履行義務が充足されることから、サービス提供が完了後、顧客の検収時点で収益を認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された金額で測定しております。製造および販売の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。また、重要な金融要素は含んでおりません。

（Ⅱ）重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1．当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	552,059

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は561,085千円であります。

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（1）算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは将来の利益計画を基礎としております。

（2）主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の利益計画の策定にあたり、過去の実績や市場・顧客の動向等を総合的に勘案した将来の受注予測に基づく売上高を主要な仮定と考えております。当社は過去および当期の課税所得等から将来の一時差異等加減算前課税所得を予測し、利益計画および将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングに基づき、繰延税金資産を計上しております。

（3）翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の経済状況および経営環境の変化により、課税所得の見積りの基礎となる仮定が変動する場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（Ⅲ）貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　4,234,319千円

2．担保に供している資産

土地	26,908千円	建物	587,231千円
担保に係る債務の金額	100,000千円		

3．当座貸越限度額契約および貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約および貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越契約および貸出コミットメント契約の総額	4,300,000千円
借入実行残高	120,000千円
差引額	4,180,000千円

4．関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	963千円
長期金銭債権	20,939千円
短期金銭債務	16,620千円

5．顧客との契約から生じた債権

(X)収益認識に関する注記「3．(1)契約資産および契約負債の残高等」に記載のとおりです。

（Ⅳ）損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

仕入高	125,121千円
営業取引以外の取引による取引高	138千円

2．顧客との契約から生じる収益

(X)収益認識に関する注記「1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりです。

（Ⅴ）株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	1,135,572株	3,408,716株	－	4,544,288株
合計	1,135,572株	3,408,716株	－	4,544,288株

(変動事由の概要)

発行済株式の増加事由は以下のとおりであります。

株式分割による増加	3,408,216株
ストックオプションの行使による増加	500株

2．　当事業年度の末日における自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式				
普通株式	22,947株	61,750株	2,477株	82,220株
合計	22,947株	61,750株	2,477株	82,220株

(変動事由の概要)

(1) 自己株式の増加事由は以下のとおりであります。

株式分割による増加　61,665株

単元未満株式の買取りによる増加　85株

(2) 自己株式の減少事由は以下のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少　2,477株

3.　当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式　48,000株

4.　剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当り配当金	基準日	効力発生日
2025年12月23日定時株主総会	普通株式	166,893	150円	2025年９月30日	2025年12月24日

(注) 2026年8月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。
2025年9月30日を基準とする配当については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当り配当金	基準日	効力発生日
2026年12月23日定時株主総会	普通株式	334,655	利益剰余金	75円	2026年９月30日	2026年12月24日

（Ⅵ）税効果会計に関する注記
繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	288,413千円
賞与引当金	173,360千円
長期未払金	23,173千円
貸倒引当金	28,458千円
その他	93,779千円
繰延税金資産小計	607,183千円
評価性引当額	△46,098千円
繰延税金資産合計	561,085千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△2,551千円
その他	△6,474千円
繰延税金負債合計	△9,025千円
繰延税金資産の純額	552,059千円

（Ⅶ）関連当事者との取引に関する注記
1．主要株主等

属性	会社の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主（法人）	株式会社マルゼン	（所有）直接0.00％（被所有）直接10.21％	製商品の販売及び商品の仕入	製商品の販売	325,088	売掛金 電子記録債権	43,229 183,385
				商品の仕入	74,903	買掛金 電子記録債務	2,029 32,055

取引条件および取引条件の決定方針等
（注）1．一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。
2．取引価格に消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（Ⅷ）リースにより使用する固定資産に関する注記
　貸借対照表に計上した固定資産の他に板金加工生産設備などの製造設備および車両の一部と電算機等はリース契約にて使用しております。

（Ⅸ）金融商品に関する注記
1．　金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取り組み方針
　資金運用については短期的な預金等安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。
（2）金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制
　営業債権である電子記録債権および売掛金については、顧客の信用リスクに晒されていますが、与信管理を行い信用リスクを低減しております。
　投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。
　営業債務である電子記録債務および買掛金は、１年以内の支払期日です。
　短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達です。
　また、これらの営業債務および短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成するなどの方法によりこれを管理しております。
（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
　金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．　金融商品の時価等に関する事項

2026年９月30日（当事業年度末）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格がない株式等は次表には含まれておりません（(注）参照)。

また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金および短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	26,904	26,904	－
資産計	26,904	26,904	－

(注）市場価格がない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	41,600

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

3．　金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品
当事業年度（2026年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	26,904	－	－	26,904
資産計	26,904	－	－	26,904

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券
上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

（X）収益認識に関する注記
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は業務用厨房機器製造、仕入、販売および保守修理事業の単一セグメントであり、本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高のすべてを占めております。
主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度（2026年9月30日）
機器設備売上高	17,871,011
修理備品売上高	3,015,832
顧客との契約から生じる収益	20,886,843
その他の収益	－
外部顧客への売上高	20,886,843

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（Ⅰ）重要な会計方針の「5.重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権および契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度（2026年9月30日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	262,096
電子記録債権	618,717
売掛金	3,253,592
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
電子記録債権	598,300
売掛金	5,119,838
契約負債（期首残高）	178,337
契約負債（期末残高）	169,144

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、116,227千円であります。なお契約負債は、顧客との契約に基づき、履行義務の充足前に受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（Ⅺ）１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり当期純利益金額　　205円45銭

（2）１株当たり純資産額　　1,847円02銭

㈱　当社は、2026年８月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。

（Ⅻ）その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てております。

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月18日

日本調理機株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮沢　琢

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　平岡亜惟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本調理機株式会社の2025年10月１日から2026年９月30日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年11月19日

日本調理機株式会社　監査等委員会

監査等委員　鈴　木　克　明　㊞
監査等委員　三　井　　聡　㊞
監査等委員　小　粥　純　子　㊞
監査等委員　宮　島　哲　也　㊞

（注）　監査等委員 三井聡、小粥純子および宮島哲也は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

〒212-0014　神奈川県川崎市幸区大宮町１番地５　カワサキデルタ　JR川崎タワーオフィス棟３階

ステーションコンファレンス川崎　Room A+B



JR川崎駅からのアクセス

①「中央北改札」または「中央南改札」を出て西口改札方面へ　②「ラゾーナ川崎プラザ」手前で左折し、歩行者デッキへ　③歩行者デッキを直進する　④「ホテルメトロポリタン川崎」の横の道をそのまま直進する　⑤突き当たり「ファミリーマート」のとなり、カワサキデルタビル入口よりエントランスへ　⑥エントランス正面のエスカレーター（階段）で3階コンファレンスへ

京急川崎駅からのアクセス

❶「中央口改札」を出て駅構内を直進し、右手の道路に出る　❷道路を出たら駅を背にして信号を渡り、そのまま直進する　❸T字路に出たら、「JR川崎駅」への矢印看板を目印に右へ曲がる　❹信号を渡り左に曲がる　❺アトレ川崎（駅ビル）の横の道を直進する　❻次の角を右に曲がると JR 川崎駅構内へ入るので、直進しエスカレーターを上がる続きは、上記「JR川崎駅」からのアクセス①～⑥と同様になります

● JR東海道線　南武線　京浜東北線
「川崎駅（西口）」より徒歩３分

● 京急線「京急川崎駅」より徒歩10分
※羽田空港から約30分「京急空港線16分→京急川崎駅徒歩10分」

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。